

資料 1 1

埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が発注する契約の適正な履行を確保するため、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）及び物品の買入れ等に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示に基づき埼玉県の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反行為、談合等を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加停止）

第2条 知事は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当したときは、その情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 知事は、県が発注する契約において、別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人、又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。

3 県が発注する契約に関し、別表第2第5号の措置要件に該当し、入札参加停止を受けた有資格業者の使用人等（有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。）が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、この要綱の適用について当初から同表第2第4号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

4 入札参加停止に係る有資格業者を指名競争入札において現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（警告）

第9条 知事は、別表第3に掲げる措置要件の各号の一に該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

別表第1（第2条関係）

埼玉県内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 県の発注する契約（以下「県契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
粗雑工事	2 県の発注する建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。 （かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 2月以上9月以内
	3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上5月以内
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、県契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
公衆損害事故	5 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
	6 県内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
関係者事故	7 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から 2週間以上6月以内
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上3月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	<p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時県と契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>3月以上24月以内</p>
	<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>3月以上18月以内</p> <p>2月以上18月以内</p>
独占禁止法違反行為	<p>3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 県契約又は県内におけるもの</p> <p>ロ 上記以外での業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>4月以上18月以内</p>
競売入札妨害又は談合	<p>4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 県契約又は県内におけるもの</p> <p>ロ 上記以外での業務</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>4月以上18月以内</p>
	<p>5 県契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、県が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>当該告発を行った日から12月</p>

区分	措置要件	期間
建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 県契約 ロ 上記以外での場合	当該認定をした日から 3月以上12月以内 1月以上12月以内
不正又は不誠実行為	7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 8 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内
報告義務違反	9 県発注の契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内
度重なる警告	10 別表第3の各号に該当したことにより、第9条の警告を3年間に2回以上受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 別表第3第2号に該当する行為が含まれる場合 ロ 上記以外の場合	当該認定をした日から 2月以上4月以内 1月以上3月以内

別表第3（第9条関係）

措置要件
1 別表第1の各号及び別表第2の第1号から第9号までの措置要件に該当するが、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、県の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。
3 県契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
4 県発注工事等の完了検査において、工事成績点が65点未満のとき。

